

平成30年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号	36	※ 課程 (障害種別)
学校名	福岡県立須恵高等学校	全日制 定時制 通信制 ()

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

心理的影響・・・いらいら、困惑、不快感、屈辱感、孤立感、恐怖感などの精神的な苦痛

物理的影響・・・身体的な影響、金品をたかる、金品を隠す、嫌なことを無理にさせるなど

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。
- (2) 生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作り、学校づくりを行う。
- (3) いじめ防止対策委員会が中心となって未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組みを行うのかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組みを継続する。
また、学校基本方針に基づく取組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、いじめ防止等のための取組みに係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

〈いじめの防止〉

- ①いつでも元気で明るい挨拶ができる生徒を
- ②嫌がらせ、冷やかし、からかい、悪口の一掃を
- ③周囲の人を大切にする生徒に
- ④すべての生徒が達成感を持てる授業を

〈いじめの早期発見〉

- ①すべての生徒に声掛けを（気になる生徒を見過ごさない）
- ②冷やかし、からかい、悪口に毅然とした指導を
- ③ネット上での深刻ないじめに常に牽制を

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるという基本的認識を踏まえて、すべての生徒を対象にいじめに向かわないための未然防止に取り組む。いじめは、生徒が成長する過程において、「自分自身が満たされていないこと。」が積み重なり、それが本人のストレスとなり、外（他の生徒）に向かつての攻撃等の行動として表れるものが多い。

いじめの撲滅には、教育活動全般を通して、生徒一人ひとりが充実感を持てるような教育活動を実践していかなければならない。生徒自身の充実感の達成には、「満たされていないもの」を満たす教育活動が必要になる。「満たされないもの」を満たす教育活動とは、まず「わかる授業」が挙げられる。また、「友人同士の関係」「家族との会話や食時の時間」「自己決定の機会」「五感や体を使った活動（遊び）」「感情の表現」など様々なことが考えられるが、すべては「生きる力」即ち、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を育むことが「満たされないもの」を補い、いじめ撲滅につながると考える。したがって、いじめを発見してから対応するという姿勢ではなく、生徒全員が「満たされた学校生活」をおくることこそが、いじめ撲滅につながっていくと考え、常に危機感をもって、日常の教育活動の充実をはかり続けることが大切である。

（2）いじめ撲滅に向けた教職員の取組

① 授業づくりや集団づくり

- ・分かる授業の実践

生徒の状況に応じた授業内容・授業形態等の工夫や、アクティブラーニングの実践。

- ・コミュニケーション能力の育成。

ホームルーム活動で生徒相互が積極的に発言できる場の設定や、言語活動を生かした授業展開、特別活動、体育祭や文化祭等の学校行事での学年を超えた交流や協議ができるように心がける。

- ・主体的な企画力や行動力を育む。

自己決定の機会や自尊感情や自己肯定感を高めるための授業や行事、事前事後指導等の工夫を心がける。

② 人間の涵養と須恵高校の文化づくり

- ・教師と生徒・保護者との信頼関係の構築。

生徒一人一人の理解と支援や日常の声かけ・挨拶を行うとともに、日ごろの保護者への連絡を密にして協力体制を構築する。

- ・集団の一員としての自覚や誇りを育む。

学校・学年・クラスへの帰属意識を高めるための役割分担等の工夫と声かけを行う。

- ・生徒と生徒、生徒と教職員等、お互いを認め合える人間関係と社会性を育む。

道徳教育・人権教育・体験活動・言語活動等の充実による感情表現の適正化、互いに個性を認め合うホームルーム経営を行う。

- ・いじめ撲滅についての学校方針の理解。

年度当初にいじめに対する学校の姿勢を伝え、また日常的に学校の指導方針を説明していじめ撲滅にむけて学校は本気で取り組むことを話しておく。

③ 教員としてなすべき（心がける）こと

- ・指導の在り方には細心の注意をすること。（体罰的な言動厳禁、理解させる指導）
- ・いじめを見抜く感性を磨くこと。（いじめの定義の意識化、危機管理能力の育成）
- ・生徒の不安や悩みを受容する姿勢を持つこと。（指導は焦らず、まず傾聴してから）
- ・生徒の心の居場所づくりに努めること。（居場所・逃げ場を設定して追い詰めない）
- ・一人一人の生徒の心の理解に努めること。（生徒指導の基本は生徒理解から）
- ・自信とやる気を引き出す授業を行うこと。（生徒の目線での授業改善の促進）
- ・クラス全体にいじめを許さない雰囲気を作ること。（担任や副任の思いを伝達）
- ・いじめを受けた生徒を最後まで守ること。（学校基本方針の徹底的な理解）
- ・生徒の保護者からの声には誠実に答えること。（クレームも保護者の思いの一つ）
- ・必ず教師間で連携・協力して問題の解決に努めること。（組織での対応）

④ 職員研修

- ・研修部と連携していじめに特化した職員研修を実施する。

- （１）本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、すべての教職員で共通認識を図る。
- （２）教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせる等、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修やカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家を講師とした研修、具体的な事例研究などを計画的に実施する。
- （３）生徒支援資料、生徒指導リーフなどを活用して、いじめの問題について共通課題をもち、教職員の考えを出し合い、具体的方策を導き、教職員の指導力や資質の向上を図る。
- （４）学校生活を送るにあたって発達障がいを含む障がいのある生徒や性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教員で関わる必要がある。

教員はアンテナを広く高く保ち、生徒の観察、見守りや信頼関係の構築に努める。また、小さな変化や危険信号（生徒のＳＯＳ）を見逃さないことが大切である。

さらに、生徒の状況の変化や容姿等の変化に気づいたら、必ずすぐに他の教員と情報交換・情報共有を行い、多くの目で観察・見守りを行う。

大切なことは、①生徒・保護者との信頼関係の構築 ②生徒理解 ③いじめに関する危機管理意識である。

（２）いじめの早期発見のための措置

いじめに関する様々な情報が集まるシステム（職員体制）を機能させ、いち早くその情報を共有し、組織的・計画的に協働を行うという職員の共通認識を持つ。また、その情報の中で兆候やいじめの可能性等を見逃さない危機管理意識が大切である。

①生徒のささいな変化に気づく体制

- ・二者面談、三者面談や保護者会での、生徒の状況把握及び状況変化に気づく教育相談。
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」のチェックポイントを活用し、生徒の出すサインを見逃さない対応。
- ・いじめに関する研修会（7月、10月）による、学校の基本方針や具体的方法についての職員理解を徹底する。

②いじめの実態把握

アンケートに関しては、クラス担任が確認後、疑義があれば、学年主任を経て生徒指導主事が情報を集約し、速やかに実態把握を行うとともに、いじめ問題対策委員会を開催し、その対応策を検討する。

- ・学校生活アンケートを実施し、いじめ・学校生活全般・体罰等について把握する。
- ・いじめアンケート及び保護者アンケートにより、いじめに特化して把握 保護者アンケートには家庭用チェックリストも添付し、家庭への啓発を行う。
- ・相談ポストの設置。生徒指導主事または養護教諭が毎日確認
- ・スクールカウンセリング等の情報の共有化

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じないものや心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れていて、いじめられることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の児童生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

インターネットや携帯電話を利用したいじめに対しても日頃から情報を集めるなど適切に対応する。

- 1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめを

やめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに関して、発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、単に謝罪や責任を問うことを主眼に置くのではなく、生徒の人格の成長に主眼を置き指導する。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関、専門機関と連携し、対応する。

いじめの疑いのある事案を把握した段階で、校長は県教育委員会へ電話で一方を入れること。

①発見者は、担任、学年主任と連絡を取り、管理職、生徒指導主事に速やかに報告を入れる。

②教頭、生徒指導主事の指示のもと、いじめの事実関係を把握する。

* いじめられた生徒に対する心のケアを最優先しながら聞き取りをする。

* いじめた生徒に対する聞き取りは、客観的な事実確認を優先し、一方的な説諭にならないよう注意する。

* 聞き取りは複数で対応し、生徒との人間関係を考慮し適切な職員が対応する。

③いじめ問題対策委員会を招集していじめの有無を協議し、今後の指導方針の共通理解を図る。

④校長より、教育委員会へ報告する。

⑤家庭訪問等を行い、被害生徒の保護者に事実関係と、今後の対応を伝える。

⑥加害生徒の保護者に事実関係と、今後の対応を伝える。

⑦いじめが犯罪行為である場合は、警察署に通報し相談して対応する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

一次対応（緊急対応）

①いじめられた生徒の安全を確保

* どんな場合でも、いじめられた生徒に問題があるという認識は厳禁

* プライバシーに十分注意し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制づくりが大切

* いじめられた生徒が安心して教育を受けられる環境づくり

②いじめの事実関係を把握

* 「いつ、どこで、誰に、何をされたか」を本人に確かめながら記録する。

確認後は、時系列に整理しまとめる。

* いじめられている生徒の心情を十分考慮し、「いじめられている生徒にはまったく責任はないこと、全面的に支援し、守っていく」ことを伝える。

* 状況によって、いじめられた生徒の別室登校等の対応を行う

③保護者への支援

* 事案の進展や状況の変化の報告は、その日のうちに速やかに行い、複数の職員で家庭訪問等を行い対応する。事実関係と今後の対応を正確に伝え、保護者に不安感や不信感を抱かせることのないように十分配慮する。

④組織対応と外部との連携

* 対応のすべては組織で行い、必要に応じて外部の専門家の協力を得るなど個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を図る。

二次対応（短期対応）

①支援体制の確立

* いじめ問題対策委員会で、いじめられている生徒の指導・援助の方策を立てる。

* 支援の体制、方針について全職員で共通理解する。

* いじめられている生徒と信頼関係が最もできている職員を中心に、生徒と関わりの深い職員数名でプロジェクトチームを組織し、生徒の支援をする。

②保護者に今後の指導方針を伝え、保護者の意向を確認しながら協働して生徒の支援を進める。

三次対応（長期対応）

①いじめが解決したと思われる場合でも、定期的なアンケート調査、聞き取り等を行い、継続して十分な注意を払う。

②生徒の状況に応じて、生徒の対人間関係能力の向上や適応促進のための対策を取る。

（カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング等）

（４）いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

一次対応（緊急対応）

①いじめたとされる生徒への指導

* 指導については毅然とした態度で対応し、いじめを止めさせその再発を防止する措置を行う。

* いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

* いじめの背景にも目を向け、生徒の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。

* 一方的・一面的な対応にならないよう、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。

* 教育上必要がある時は、適切に停学等の懲戒を行う。

②いじめの事実関係を把握する。

* 「いつ、どこで、誰に、何をしたか」を本人に確かめながら記録する。

確認後は、時系列に整理しまとめる。

* 冷静に客観的に事実確認に徹し、感情的になったり、決めつけたり説諭したりしない。

* いじめた生徒が複数いる場合は、複数の職員で同時に事実確認を行う。内容に相違点があれば、再確認し、事実を正確に把握する。

③保護者との連携

* 迅速に事実関係について連絡し、保護者の理解・納得を得たうえで、保護者と協力して生徒に考えさせていくことが大切であることを伝える。

* 保護者に対しては、受容的共感的な態度で接し、信頼関係を築く。

二次対応（短期対応）

①いじめの態様に応じた指導・助言

* いじめ問題対策委員会で、いじている生徒の指導・助言の方策を立てる。

* 「冷やかし・からかい」等への対応

相手の身体的な特徴、性格、行動等を口実に行っている場合が多く、自分がいじているという認識が希薄になりがちなので、行為の理不尽さを理解させ、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させる。

* 「仲間はずれ、集団による無視、持ち物隠し」等への対応

相手の非協調的態度を口実にして、自分の取った行動を正当化し、いじているという認識がまったくない場合もあるので、まず、当事者の不満や不信を傾聴し受容したうえで、行為の理不尽さを理解させる。

* 「言葉での脅し、たかり、暴力」等への対応

恐喝、暴行・傷害といった刑法に触れる犯罪行為であることを認識させ、特別指導等の措置を含めた毅然たる対応を取る。必要に応じて警察等の関係機関と連携し、対応する。

②保護者と連絡を取り合い、協働意識を向上させる

* 指導方針を伝達し、理解を得て、協力体制を築く。

* 保護者の不安を受容し、継続した助言を行う。

三次対応（長期対応）

①規範意識の育成を図り、定期的な面談、保護者との連携を行う。

②ホームルーム活動等の教育活動全般で人間関係づくりの改善を図る。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

①自分の問題としてとらえさせる。

* いじめは絶対に許されない行為であることを、校長講話をはじめ教育活動全般をとおり指導する。

* いじめを面白がって眺めたり、見て見ぬふりをする行為もいじめと同様であることを理解させ、いじめを止めさせることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持たせる指導を行う。

- * 違いを認めさせ、尊重し合う共感的人間関係づくりに努める。
- * 自己存在感が味わえる学級づくりを行い、自他を肯定できる指導を行う。

②いじめ解決に向けた働きかけ

- * いじめの当事者同士の謝罪のみでいじめが解決するものではないという認識を持ち、その事案の背景を考察し、当事者の人間関係だけでなく周りの生徒とも関係の修復に努める。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめの特徴としては、インターネットの持つ匿名性から安易に誹謗中傷されやすいことである。また、不特定多数の者から24時間、いつでも誹謗中傷がおこなわれ、短時間に深刻な被害になりやすい。さらに、ネット上に掲載された個人情報や画像は、簡単に加工ができ誹謗中傷の対象になりやすいとともに、一度流出した情報は回収するのが困難な点も特徴に挙げられる。

① ネット上のいじめが発生した場合の緊急対応

i 書き込み内容の確認

掲示板等の URL を控え、書き込みをプリントアウトしておく。ただし、携帯電話の書き込みはプリントアウトできない場合があり、その場合デジカメで写して内容を保存する。

ii 事業者への削除依頼

「管理者へのメール」や「お問い合わせ」で削除依頼する。ただし、生徒に削除依頼させたりしない。悪意のある管理者は個人情報を悪用する可能性があるため、個人のPCからは絶対行わないことや削除依頼のメールについて個人の所属・氏名などを記載しない。

iii 掲示板のプロバイダに削除依頼

ii の管理者の連絡先が不明な場合や ii に依頼しても削除されない場合は、プロバイダに依頼する。その際、削除が必要な URL や書き込みNo.、削除理由が必要になる。

削除依頼の例

「件名」	[削除依頼]	誹謗中傷の書き込み
「本文」	URL	: http://
	スレッド	: http://
	書き込み No	: 番号記入

違反内容（具体的な書き込みの内容を詳しく記入）

削除理由

上記の掲示板内に、個人を誹謗・中傷する書き込みがあり、本人が非常に迷惑しています。更に、書き込みが行われると、犯罪に発展する可能性があります。

貴サービスの利用規約に基づき、書き込みの削除をお願いします。

iv それでも削除されない場合

警察（生活安全課）や法務局に相談する。

②生徒への対応

ネットの特性から、被害者が簡単に加害者になることを考慮に入れた対応を行う。特に、教職

員や保護者が生徒の利用している掲示板等を詳細に確認することは不可能である。そのため、日ごろから情報モラル教育の観点からも指導を行う。また、ネット上のいじめは現実社会の延長上にあることを認識して指導する。

③保護者への対応

迅速に事実関係について連絡し、保護者の理解・納得を得たうえで、保護者と確認をとりながら対応していく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる者を含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者または学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められていること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（いじめの防止等のための基本的な方針）

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

①重大事態が発生した場合は、校長が、教育委員会を通じて県知事に報告する。

②教育委員会の指導・助言に従い、調査を行う。

* 調査は、発生した重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

* いじめ行為の態様、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係、学校・教職員の取った対応等の事実関係を客観的に、可能な限り網羅的に明確にする。

* いじめられた生徒、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を行う。

* 入院や死亡により、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し協議したうえで調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒やその保護者に対し調査結果を適切に提供する。

* 最終報告だけではなく、適時・適切な方法で経過報告も行う。

* 情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。

* 調査結果にはいじめの防止策及び保護者所見を記載するものとする。

②調査結果を校長が教育委員会を通じて県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員に加え、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者、PTA役員等の外部専門家を加え組織する。

<組織の役割>

①学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

②いじめの相談・通報の窓口

③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関わる収集と記録、共有

④いじめの疑いに係る情報に対して迅速に組織的に対応するための中核⑤学校基本方針等について地域や家庭の理解を得て、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

重大事態に対し、客観的な事実関係を速やかに調査し対処する、同種の事態の発生防止を図るため、複数の教職員に加え、調査の中立性、公平性の確保に適した外部専門家を加え組織する。

<組織の役割>

①重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

②学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

7 学校評価

学校自己評価の評価項目に位置付けを行う。

<具体的取組み>

- ①いじめ防止基本方針の職員への周知徹底、事案対処の確認
- ②毎月のアンケート実施、分析、アンケートを受けての面談等
- ③校内研修の実施
- ④定期的な二者面談の実施